



NPO法人小網代^{こあじろ}野外活動調整会議、神奈川県（三浦市^{みうらし}/神奈川県）

地域特性

小網代の森は、相模湾に面する約70haの緑地で、関東地方では唯一の完結した自然状態の流域（集水域生態系^{さがみわん}）であり、これまで2,500種以上の生き物が確認され、絶滅危惧種等も多数生息・生育する生物多様性の宝庫になっています。小網代の森は1960年代までは地元の方々が水田や薪炭林として利用していました。その後、地域一帯への開発計画の立ち上がりを経て、薪炭林と水田は、1990年代末には大木の茂る森と半乾燥性のササ群落等に遷移しました。

きっかけ

小網代の森を含む一帯では、昭和60年に大規模リゾートを含む複合的な開発計画が発表されました。これを受け、小網代の森の流域部分については全面保全したいとの市民活動が始まり、平成7年、神奈川県は小網代の森（流域）部分の保全方針を表明したことがきっかけです。

何を目指したか

完結した貴重な集水域生態系の残る小網代の森において、地域特性に応じて多様な湿原生態系の創出を目指しました。

何をやったか＜地目変更や自然に返す＞

平成7年に神奈川県が表明した小網代の森の保全方針を踏まえ、平成10年に小網代野外活動調整会議（当時は任意組織）が組織され、かながわトラストみどり財団と連携しつつ、保全活動を継続してきました。同会議は平成17年にはNPO法人格を取得し、水条件、地形、光条件を踏まえて草原性、樹林性又は泥地性の湿原を創出しています。その手法として、ササの伐採後に水流を制御してササを水没枯死させるとともに、植物を選択的に除去することで、オギ、アシ、ガマ、ジャヤナギ、ハンノキなどの多様な植物種を育成しています。また水田構造が壊れた谷では保水力が低下するため、本流での堰堤の設置等により保水力を向上させ、上手の谷底の地下水位を向上させています。なお、平成17年には集水域が約70haにわたり小網代近郊緑地保全区域として指定されました。

主な課題

＜人（主体）＞

活動を継続的に実施する担い手組織が複数存在し、組織間の連携が課題でした。
→解決策は後述

関連予算

一般財源（県）、トラスト緑地保全支援事業（かながわトラストみどり財団）、寄付金・助成金（民間企業）、社会資本整備総合交付金（国土交通省）

＜仕組み＞

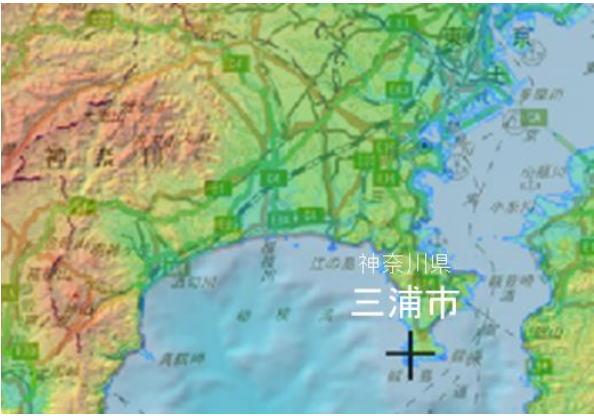
不要木伐採、堰の築造等、多岐にわたる作業が必要であるため、活動費の捻出が課題でした。
→解決策は後述

問い合わせ先

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センターみどり課（046-823-0381）
NPO法人小網代野外活動調整会議（045-540-8320）

＜土地＞

小網代の森の保全に向け、土地所有者である開発事業者の合意をいかにして得るかが課題でした。
→解決策は後述



●期待される効果

国土管理	・水源涵養機能の向上
自然共生	・多様な湿原生態系の創出
防災・減災	・洪水緩和機能の向上
地域づくり	・一般開放による保全活動への県民の理解

●取組のステップ

●得られた知見（課題と対応詳細）

<人（主体）>

□保全活動の担い手の確保・連携

平成7年の時点では小網代の森で活動する団体が複数あり、連携が課題でした。このため、これらの団体が話し合いを持ち、統合して平成10年に小網代野外活動調整会議が設立され、県、三浦市、かながわトラストみどり財団と協働で保全を進める体制ができました。

さらに、一部の地権者である京浜急行電鉄によるデッキ整備、保全活動に関するボランティア参加の仕組みも構築されました。

<土地>

□県主導による合意形成

県が主導し、当時の保全活動団体、三浦市に加え、土地所有者であり開発事業者である京浜急行電鉄との協議を粘り強く続けることにより、当初の開発計画をより自然環境に配慮するよう修正することに京浜急行電鉄が合意しました。その後、平成7年に保全区域を確保した土地利用計画が県により取りまとめられました。

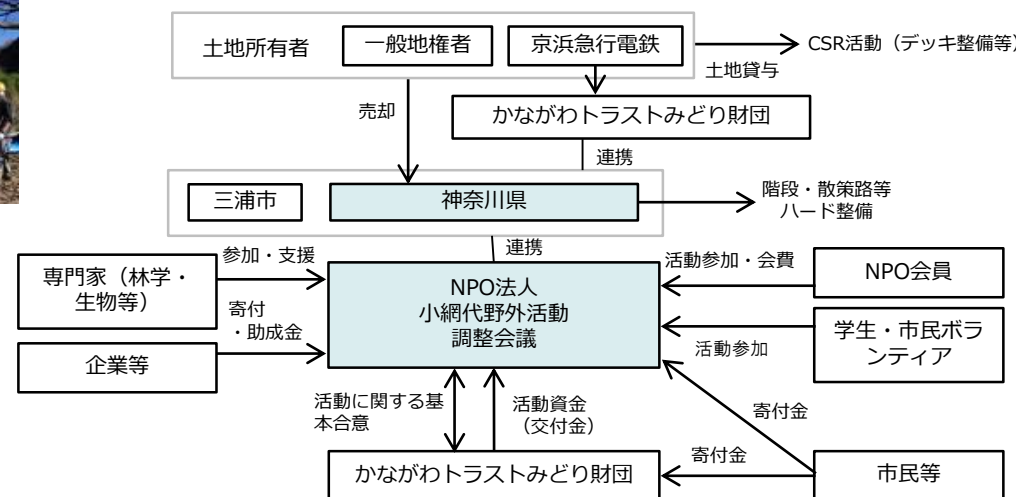
なお、京浜急行電鉄はCSRの観点に加え、小網代の森を沿線の観光周遊スポットとして位置づけ、現在も保全区域の環境整備に協力しています。

<仕組み>

□官民連携による継続的な保全活動の実現

多岐にわたる活動の費用確保が課題でしたが、平成7年の県の保全方針がきっかけをつくり、その後平成10年に設立された、小網代野外活動調整会議とかながわトラストみどり財団の基本合意が交わされたことにより、保全活動の活動資金の提供の仕組みが確保ができました。その後は企業からの寄付金や助成金も受け、活動費の確保を図ってきました。

●仕組みや体制



保全活動を実施するため神奈川県は平成9年より私有地の権利者と協議を行い買い取りを進めました。大部分は京浜急行電鉄の土地でしたが買い取りに合意していただき、一部については保全活動を推進することに関し理解を得て貸与していただきました。

平成10年に小網代野外活動調整会議（当時は任意組織）が設立され、小網代の森の利活用に関する〈基本合意〉をかながわトラストみどり財団と交わし、協働により保全活動を開始しました。平成13年から5年間は、「かながわボランティア活動推進基金21」により、県と協働して事業を実施しました。流域単位での不要な樹木の伐採、水系の創出、ササの伐採、堰堤の築造を通じて湿地を創出し、生物多様性を確保しています。



対象となる小網代の森（神奈川県より提供）

平成17年国土交通省が小網代の森全域を近郊緑地保全区域に指定しました。平成23年には地域の大半が県により近郊緑地特別保全地区にも指定されました。

平成17年、小網代野外活動調整会議がNPO法人化しました。その後平成26年には小網代の森として一般開放されますが、これに向け湿地の回復に特に力を入れるとともに、県は平成26年に谷を縦断する階段、散策路、ボードウォーク、休息デッキを整備しました。また、京浜急行電鉄は、河口部に散策路と観察デッキを整備しました。



ササの伐採と湿地の創出作業の様子（NPO法人小網代野外活動調整会議HPより）

活動主体のNPO法人小網代野外調整会議は、助成金等で資金を確保しつつ、さらに地域振興にもつながるような各種の有償事業を展開できる体制を充実させ、事業型の自然保護・活用団体を目指しています。

小網代の森の
保全活動の開始

NPO法人化と
活動の更なる展開

今後の展望

平成7年?

平成17年?